

就学援助費申請のお知らせ

江戸川区では令和7年度より、保護者の経済的負担の軽減を目的として就学援助制度の対象者を拡大いたしました。就学援助制度とは、経済的に就学が困難なご家庭に、学校生活に必要な費用の一部を江戸川区が援助する制度です。

就学援助は保護者の申請に基づき、世帯全員の前年所得額を基準として審査します。本区にお住まいで、**学齢期(2011年4月2日から2020年4月1日生)**のお子様がいるご家庭で、**就学援助をご希望される方は**、このお知らせをよくお読みのうえご申請ください。

1 援助を受けることができる方

江戸川区に住んでいて、**学齢期(2011年4月2日から2020年4月1日生)**のお子様がいる、下記の(1)から(3)に該当するご家庭が対象となります。

(1) 生活保護を受けている方

(2) 前年度または本年度において生活保護の停止または廃止を受けた方

(3) 生活保護は受けていないが、それに準じる程度に困窮している状態にあると江戸川区教育委員会が認めた方

〈所得の目安〉

下記の表は大体の目安であり、世帯構成・年齢等により変わります。世帯所得は、世帯構成員の年齢等により世帯ごとに異なるため、お問い合わせいただいても審査前に世帯所得を計算することはできません。

世 帯 構 成 例		令和7年分の世帯所得
2人	父または母38歳、子ども(中学1年)	242万円 以下
3人	父39歳、母37歳、子ども(中学1年)	306万円 以下
4人	父42歳、母38歳、子ども(中学1年、小学4年)	350万円 以下
5人	父48歳、母45歳、子ども(高校生、中学2年、小学4年)	390万円 以下

- 上記の表の中にある世帯所得とは、16歳以上の所得のある人全員の合計所得です。
- 所得とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の所得、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額。

2 申請手続き ～ お子様一人につき申請手続きが必要です ～

(1) 申請方法

右記二次元コードより電子申請してください。電子申請にはマイナンバーカードが必要です。

電子申請が難しい場合は、区HPより「就学援助費受給申請書・口座振込依頼書(兼認定台帳)」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ教育委員会に郵送または持参してください。



(2) 就学援助費振込口座

- ・振込口座は児童生徒本人の父または母の口座となります(児童生徒本人名義の口座は不可)。

- ・通帳の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カタカナ)の記載されているページのコピーを添付してください。
- ・Web通帳(通帳不発行式)の場合は、Webサイトから口座番号連絡書(金融機関によって名称が異なります)を印刷し提出してください。

3 内容審査

教育委員会では「就学援助費受給申請書」により、認定審査に必要な範囲で住民登録や課税、生活保護、児童扶養手当などの個人(世帯)情報を閲覧し、審査のうえ認定を決定します。

そのため住民税の申告が済んでいない場合や、必要書類が添付されていない場合は審査することができません。税の申告は収入の有無に関わらず区役所課税課または税務署で行ってください。

(1) 審査の対象となる家族

原則、住民票の世帯で審査します。ただし、以下の場合は審査の対象に含めます。

- ・婚姻関係にある父母は別居していても審査の対象となります。また、離婚後も同住所に居住している場合は審査の対象となりますのでご記入ください。ご事情がある場合にはご相談ください。
- ・単身赴任または遠隔地扶養のご家族は、児童生徒本人からみて、父母・兄弟姉妹のみが対象となります。

(2) 令和8年1月1日現在、江戸川区に住民登録がある場合

審査に税務情報が必要なため、世帯全員(被扶養者を除く)の住民税の申告を行ってください。

(3) 令和8年1月2日以降に江戸川区に転入されたご家族がいる場合

令和8年4月1日時点で16歳以上の方全員分の「住民税課税・非課税証明書」を提出してください(令和7年分の所得金額、扶養情報等が記載されているものが必要です。自治体により名称が異なる場合があります)。

(4) 江戸川区以外に住民登録をしているご家族がいる場合

江戸川区以外に住民登録をしている方の「住所、氏名、生年月日のわかる書類(住民票の写し、マイナンバーカードのコピー等)」を提出してください。また、令和8年4月1日時点で16歳以上の方全員分の「住民税課税・非課税証明書」も提出してください(令和7年分の所得金額、扶養情報等が記載されているものが必要です。自治体により名称が異なる場合があります)。

4 申請期限・・・令和8年9月18日(金)※郵送の場合は9月18日消印有効

上記提出期限を過ぎてからの申請の場合は、提出のあった月からの審査となります。

認定された場合は、認定日以降の支給となります。

令和8年度の就学援助費申請は、令和9年3月12日(金)まで受け付けします。

5 認定結果及び支給日

認定結果は、10月下旬にご自宅に郵送します。

認定された場合は、令和9年4月中旬に、申請いただいた振込希望口座に振り込みます。

* 就学援助の内容や申請書の記入方法等の詳細については、右記二次元コードより区HPをご覧ください。



【問い合わせ先】

江戸川区教育委員会 学務課 学事係
* 外国語のサポートが必要な方

TEL 03-5662-1624
TEL 03-3877-3841

